

利 用 者 の た め に

1 目的

生産者の米穀在庫等調査は、生産者の米穀の在庫量、供給量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給及び価格の安定を図る観点からの食糧行政の円滑な遂行等、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査の機構

この調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の対象

本調査は、2005年農林業センサス結果において、販売を目的とする水稻の作付けが10アール以上あった販売農家を対象に実施した。

5 調査対象農家の選定方法

(1) 標本数及び作付規模別標本配分

全国の脱穀量に係る目標精度（標準誤差率）を0.5%に設定し、水稻作付面積規模別の階層ごとに最適配分により標本数を配分するものとして各階層ごとの標本数を算定し、さらに販売農家数に応じて都道府県別に比例配分した。ただし、このようにして得られた標本数による各都道府県ごとの脱穀量に係る標準誤差率が5%を下回る場合は、5%になるように標本数を追加し、全国の標本数を5,184戸とした。

(2) 調査対象農家の抽出

都道府県別及び水稻作付面積規模別に、調査の対象とする販売農家を水稻作付面積の大きいものから順に配列したリストを作成し、各リストを上記(1)で定めた都道府県別及び水稻作付面積規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1農家を無作為に抽出した。

6 調査戸数

全国で5,109戸

一部の調査対象農家において、調査票の回収ができなかったため、調査票の回収戸数は、平成24年3月分までで5,103戸となった。

7 調査期間

平成23年4月～24年3月までの1年間である。

8 調査事項

月始在庫量、供給量、消費量、販売量、月末在庫量等

9 調査の方法

調査員が調査対象農家に対して調査票を配布及び回収する自計調査の方法により行った。

なお、調査票は調査対象期間ごとにそれぞれ以下の時期に回収した。

平成23年4月及び5月分の調査票：同年6月上旬に回収

同年6月から8月分までの調査票：同年9月中旬までに回収

同年9月から翌年3月分までの調査票：翌年4月中旬までに回収

10 集計方法

集計は、都道府県別及び水稲作付面積規模別の集計対象区分ごとに、各調査項目について、水稲うるち米、もち米の別に、次式により行った。

< 1戸当たり平均値の算出方法 >

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

$\bar{x}$: 当該集計対象区分における1戸当たり平均値の推定値

x_i : 当該集計対象区分に属する*i*番目の調査対象農家の調査結果

w_i : 当該集計対象区分に属する*i*番目の調査対象農家のウェイト

n : 当該集計対象区分に属する調査対象農家数

ウェイトは、調査対象農家ごとに定めるものとし、それぞれ、都道府県別、水稲作付面積規模別に区分した階層ごとに、次により算出した標本抽出率の逆数とした。

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した調査対象農家数}}{\text{2005年農林業センサス結果による当該階層の大きさ（販売農家数）}}$$

※ 東日本大震災の影響

東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県の一部の調査対象農家においては、平成23年の作付けが不能で、農家としての経済活動を行うことが困難な状況であること等から、調査対象外と見なし、当該農家のウェイトを除外し集計した。

11 実績精度

脱穀量を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷平均の推定値）により示すと0.4%である。

12 用語の解説

消費量うち飯用	調査対象農家の所有する米穀（譲り受けたもの又は購入したものを含む。）のうち、食用のために使用した米穀の量をいう。 なお、雇い人及び来客の食事に使用した米穀の量を含む。
消費量うち飼料用	家畜等の飼料（えさ）として使用した米穀（くず米等）をいう。
消費量うち加工用	みそ、しょうゆ、穀粉等の原料として使用した米穀の量をいう。
無償譲渡	贈答等、無償で譲り渡した米穀の量をいう。
その他（消失等）	販売や無償譲渡以外に、災害等により米穀として使用できなくなった米穀及び盗難にあった場合等の米穀の量をいう。 なお、本区分には、調査対象農家の切替え等から生ずる集計上の誤差を含めている。
在庫量	農家が手持ちしている米穀の数量をいう。この数量には、J A等に寄託保管しているもの、販売予約済又は手付金受領済であって現品を当該調査対象農家以外の者に引き渡していないものを含む。

13 利用上の注意

- (1) 本調査結果は、平成22年度より販売農家1戸当たり平均値として取りまとめを行っているため、22年度以前の数値はない。
- (2) 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。
- (3) 表中に使用した記号は、次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの。（例：0.4kg → 0kg）
「－」：事実のないもの。
「△」：負数又は減少したもの。
「nc」：計算不能。
- (4) 供給量、消費量、販売量、在庫量等の数量は、玄米換算した数値である。

- 本統計調査結果のデータは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」品目別分類の「米（消費）」でご覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei> 】

問合せ先：農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電 話：代表 03-3502-8111 内線3635

直通 03-6744-2042

FAX 03-5511-8772